

第3次うらやす男女共同参画プラン

事業調査報告書

—令和4年度実施事業—

令和5年7月

多様性社会推進課

目 次

I. 事業調査の概要	2
II. 基本事業進捗一覧表	
施策の方向性 1	5
施策の方向性 2	10
施策の方向性 3	12
施策の方向性 4	13
施策の方向性 5	19
施策の方向性 6	23
施策の方向性 7	29
施策の方向性 8	34

I. 事業調査の概要

1. 調査の目的

「第3次うらやす男女共同参画プラン」（以下「第3次プラン」）は、男女共同参画社会基本法に基づく市町村計画であるとともに、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画及びDV防止法に基づく市町村基本計画を包含しています。プラン策定は、将来像や3つの視点、3つの基本目標を踏まえ、8つの施策の方向性を掲げ、施策、取り組みの内容を担当部署で構成されています。

96事業、115の取り組み数となっておりますが、1事業で複数の担当部署があることから、調査は、157事業となります。

第3次プランの計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間となっておりますが、各課事業の実施状況を把握することを目的に、調査を実施しました。

2. 調査の方法：調査票による記述式

3. 調査期間：令和5年6月8日～令和5年6月26日

4. 調査結果：令和4年度の実施状況／担当課評価等

5. 「第3次うらやす男女共同参画プラン」の施策の方向性について

施策の方向性1：雇用等における男女共同参画の推進

施策の方向性2：あらゆる分野における女性参画の拡大

施策の方向性3：防災における男女共同参画の推進

施策の方向性4：誰もが共に安心して暮らせる環境の整備

施策の方向性5：生涯を通じた健康づくりの支援

施策の方向性6：あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

施策の方向性7：男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進

施策の方向性8：推進体制の強化

6. 「事業の評価」について

調査シートの「実施結果の評価」を「担当課評価」としました。

・「評価判定の基準」について

記号	内容	基準
A	上昇 85%以上	事業内容に対し、十分な効果があった 十分達成していると評価できる
B	維持 50%以上	事業内容に対し、一定の効果があった ある程度達成していると評価できる
C	やや下降 25%以上	事業内容に対し、あまり効果がなかった 達成が不十分であり、改善を要する

D	下降 25%未満	事業内容に対し、効果がなかった 達成には遠く、事業全般の見直しが必要
E	その他	事業終了、 または事業を予定通り実施しなかったなど

- ・「担当課評価」について
分類は下記のとおりとなります。

	A	B	C	D	E	計
施策の方向性1	15	11	0	0	2	28
施策の方向性2	4	6	0	0	1	11
施策の方向性3	1	4	0	0	0	5
施策の方向性4	18	8	1	0	0	27
施策の方向性5	4	10	2	0	0	16
施策の方向性6	27	5	0	0	2	34
施策の方向性7	10	8	2	0	1	21
施策の方向性8	2	4	0	0	3	9
全体	81	56	5	0	9	151

「担当課評価」は、1事業で複数の担当部署があることから、157事業、内、評価なし6事業を除いた151事業の評価となります。

「評価なし」については、終了となった事業や他課の事業となります。

令和4年度におきましては、前年からのコロナ禍の影響もありますが、各担当課において、様々な工夫をし、事業を行ったことで、全体としては、A（十分達成）が81事業、B（ある程度達成）が56事業となります。

このことから、各課プランに掲げた事業は概ね計画通り実施してきたことがわかります。

7. 「今後の進捗方針」について

調査シートの「今後の方針」を「担当課の進捗方針」としました。

- ・「進捗方針の判断基準」について

内容	基準
強化	従来より推進を強化する 対象の拡大など、目標値の上方修正をして、事業を継続
現状維持	従来と同程度の推進を行う 基本的に、従来通りの方法で事業を継続

縮小	従来より推進を縮小する 対象を縮小するなど、目標値の下方修正をして、事業を継続
終了	事業の終了（廃止）・または終了（廃止）予定
新規	新規事業を今後検討している

- ・「担当課の進捗方針」について
分類は下記のとおりとなります。

	強化	現状維持	縮小	終了	新規	計
施策の方向性 1	0	26	0	3	1	30
施策の方向性 2	1	11	0	0	0	12
施策の方向性 3	0	5	0	0	0	5
施策の方向性 4	6	20	0	1	0	27
施策の方向性 5	0	15	1	0	0	16
施策の方向性 6	0	33	0	1	0	34
施策の方向性 7	1	18	0	2	0	21
施策の方向性 8	0	9	0	0	0	9
全体	8	137	1	7	1	154

「担当課の進捗方針」は、157 事業、内、他課での事業により、方針なしとした 3 事業を除いた 154 事業となります。

令和 5 年度以降の担当課の方針としましては、令和 4 年度の実績から、強化（対象の拡大、従来より推進を強化する）が 8 事業ありますが、全体としては、現状維持（基本的に従来通りの方法で事業を継続）が 137 事業となることから、今後も各課プランに掲げた施策事業を継続して行っていく方針であることが伺えます。